

西 監 第 6 4 号

令和 6 年 9 月 2 0 日

西 条 市 長
西 条 市 議 会 議 長

玉 井 敏 久 殿
楠 學 殿

西 条 市 監 査 委 員 東 元 道 明
西 条 市 監 査 委 員 徳 増 竜 伍
西 条 市 監 査 委 員 行 元 博

令和 6 年 度 定 期 監 査 等 結 果 報 告 の 提 出 に つ い て

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに西条市監査基準第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第 1 9 9 条第 9 項並びに西条市監査基準第 1 4 条第 1 項及び第 1 7 条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査を実施した時期

- (1) 実施期間 令和6年7月26日から令和6年8月26日まで
- (2) 聴取日 令和6年8月26日

2 監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

3 監査の対象

- ① 政策企画課 ② 未来共創課 ③ 秘書課 ④ シティプロモーション推進課 ⑤ 危機管理課
- ⑥ 農水振興課 ⑦ 林業振興課 ⑧ 農林土木課 ⑨ 国土調査課

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
- (4) 事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

5 監査の範囲及び方法

主に令和6年度における予算の執行状況及び収入、支出、契約事務等が関係法令に適合し、正確に行われているか等について、監査資料、関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に適合し、おおむね適正に処理されていた。
監査の概要については、次のとおりである。

監 査 の 概 要

第 1 政策企画課

1 主な事務事業

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| (1) 総合計画の策定及び進行管理に関すること。 | (5) 総合教育会議に関すること。 |
| (2) 市政の基本方針及び重要施策の総合企画及び総合調整に関すること。 | (6) 政策及び施策の調査研究に関すること。 |
| (3) 広域行政、知事陳情、市町村合併に関すること。 | (7) 地方創生施策の企画、推進及び総合調整に関すること。 |
| (4) 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定及び推進に関すること。 | (8) 地域創生センターに関すること。 |

2 職員の配置状況

令和 6 年 6 月末現在 9 人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長	1 人	副課長	1 人	政策企画係	3 人（副課長含む。）
				地域創生係	5 人（内 1 人内閣府派遣、1 人任用職員（フルタイム））

3 指摘事項等の概要（アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。以下、3 指摘事項等の概要において同じ。）

(1) 地域創生センター玄関マット借上げ業務

- ア 契約書において、西条市契約規則第 4 2 条第 8 号の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息に関する事項がなく、契約書第 9 条のその他において西条市契約規則を優先する旨の規定もない。どうして規定がないのか。
- イ 前年度の処理に準じて手続した結果である。指摘のとおり契約書に記載すべき内容であったため、今後は契約書のその他において、西条市契約規則を優先する規定を記載する。

第 2 未来共創課

1 主な事務事業

- (1) SDGs の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) デジタル化施策に係る総合的な企画、推進及び調整に関すること。
- (3) マイナンバー制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

2 職員の配置状況

令和 6 年 6 月末現在 7 人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1 人	副課長	1 人	未来共創係	6 人（副課長含む。）
----	-----	-----	-----	-------	-------------

3 指摘事項等の概要

(1) 西条市ポータルサイト構築支援事業費補助金

- ア 事業経費の支出に係る証拠書類の添付がないが、補助対象経費であることの確認はどのように行ったのか。
- イ 未来共創課職員が補助金交付団体に赴き、各種規定や内部手続き、経費に係る証憑書類などを確認することで、補助事業が適正に執行されていることを確認した。
- ウ 証拠書類の添付は、今後も求めないのか。いつ、どこで、誰が、どのように確認を行ったのか記録したものを残しておくべきではないかと考える。より適正な事務処理となるよう今後の取扱いについて、検討されたい。

(2) 行政サービスDX推進業務

- ア 見積書徴収伺いには「前金払 有り」とあるが、契約書に前金払に関する規定がない。整合性はとれているのか。
- イ 前金払をするものについては、契約書にもその旨を記載するよう改める。

(3) 西条市DXおくやみ窓口委託業務

- ア 仕様書に西条市情報セキュリティポリシーに準拠することと規定しているが、受注者に西条市情報セキュリティポリシーを提示しているのか。
- イ 契約手続の際に、受注者に対し「西条市情報セキュリティポリシー」を文書で提示した。

第3 秘書課

1 主な事務事業

- (1) 市長及び副市長の秘書及び渉外に関すること。
- (2) 市長会及び副市長会に関すること。
- (3) 記者クラブに関すること。

2 職員の配置状況

令和6年6月末現在7人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	秘書係	6人（内2人任用職員（パート月給））
----	----	-----	--------------------

3 指摘事項等の概要

(1) 「西条まつり」観覧事業にかかるバス借上業務

- ア 見積書徴収執行表において、第1回見積高に記入の金額が見積書と相違しているがなぜか。
- イ 表記ミスである。本来、見積書に記載されている金額を表記すべきところ、税金込みの金額を表記してしまった。今後同じ誤りを繰り返さないよう決裁者まで複数の職員が責任感を持って確認するように努める。

第4 シティプロモーション推進課

1 主な事務事業

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| (1) 都市ブランド施策の企画、推進及び総合調整に関すること。 | (5) 広報紙及び庁内報の編集発行に関すること。 |
| (2) 広報活動に関すること。 | (6) 市勢要覧の編集発行に関すること。 |
| (3) 各種情報収集及び発信に関すること。 | (7) 市民の要望、苦情、陳情の窓口及び総合調整に関すること。 |
| (4) 行政情報の提供に関すること。 | (8) 広聴活動、住民の意向把握に関すること。 |

2 職員の配置状況

令和6年6月末現在10人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	シティプロモーション推進係	3人
				若年活躍支援係	2人（内1人シティプロモーション推進係兼務）
				広報係	3人（副課長含む。）
				広聴係	2人

3 指摘事項等の概要

(1) 西条市戦略的プロモーションコーディネート委託業務

- ア 地方自治法施行令第173条の6に普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、当該普通地方公共団体の規則で定めると規定されているが、西条市契約規則を根拠とせず、滋賀県作成のものを参考資料としているがどうか。
- イ 西条市契約規則の内容に関する確認作業を怠り、他市の事例を参考としたことに起因する。今後は規則等の理解を深め、適正な事務の執行に努める。

(2) 西条市地域の素晴らしさプロモーション事業委託事業

- ア 契約条項第16条前金払に関する特例において、「前金払は、契約額の6割以内とする。」と規定している。見積徴収伺い回議書では、「前金払有り」としているが、前金払の割合が記載されていない。6割と誰が決めたのか。
- イ 本件契約において、本業務がテレビ番組制作など、年度途中で支払いが生じるものであることから、過去に実施した先例を参考に、決定した委託先業者との協議を行い「6割」と設定した。見積徴収伺い回議書においても「前金払 請負代金の6割」と表記すべきであった。

(3) 広報紙配布等委託業務（2件）

- ア 本業務は債務負担行為を設定した業務であるが、仕様書の履行期間に（地方自治法第234条の3に定める長期継続契約）等の記載がある。整合性はとれているのか。
- イ 仕様書履行期間の（地方自治法第234条の3に定める長期継続契約）等の記載は誤りであった。本件は、債務負担行為を設定した業務であることを踏まえた仕様書の作成とその確認を怠り、前例を踏襲したことに起因する。
- ア 契約書の契約金額の記載について、統一されていないが適正な記載となっているのか。また、約款や仕様書に、各会計年度における業務委託料の支払の限度額の明記がないが、必要ないのか。
- イ 前例を踏襲したことに起因する。今後は契約金額の記載方法統一、各会計年度における業務委託契約料の支払限度額明記のほか、規則等の理解を深め、適正な事務の執行に努める。

(4) UD書体使用ライセンス

- ア 支払いについて、一括前金払を行っているが、契約書や仕様書には前金払とする旨の記載がないが適正なのか。
- イ 支払い方法の特則として契約書上に明記すべきであった。今後は適正な事務の執行に努める。

第5 危機管理課

1 主な事務事業

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| (1) 危機管理、防災計画及び国民保護に関すること。 | (7) 防犯に関すること。 |
| (2) 自主防災組織に関すること。 | (8) 交通安全の保持、交通事故相談に関すること。 |
| (3) 災害時の関係機関との連絡調整に関すること。 | (9) 交通安全対策会議その他関係団体等に関すること。 |
| (4) 災害時相互応援協定に関すること。 | (10) 災害予防に関すること。 |
| (5) 水防計画に関すること(他の所管に属するものを除く。) | (11) 自衛官募集に関すること。 |
| (6) 災害対策本部の設置及び実施に関すること。 | (12) 市民の安全に関すること。 |

2 職員の配置状況

令和6年6月末現在13人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	危機管理係	6人(内1人任用職員(パート月給))
				くらし安全係	5人(内1人任用職員(パート月給)、2人任用職員(パート時給))

3 指摘事項等の概要

(1) 西条地区防犯協会補助金

- ア 令和4年度、令和5年度ともに100万円余りの繰越金が出ている。補助金の額の見直しを検討してはどうか。
- イ 補助金額については、これまでも事業費の見直しを図り、削減に努め、令和5年度は、前年度から補助金10万円を削減している。
また、西条地区防犯協会補助金交付要綱第5条に基づき、補助金交付時期は上半期分を5月と下半期分を10月に交付しており、上半期分交付前である4月に支払いの必要が生じる防犯協会職員の4月分給与や事業費の支出分について、100万円余りを繰り越しているものである。
- ウ 当年度補助金の交付時期(5月)までに支払の必要が生じる事業費の支出分とした繰越金に、余剰が生じるような事態になれば、補助金の見直しを検討されたい。
- ア 交付申請時の収支予算書と実績報告時の収支決算書のうち支出の部の予算額が一致していない箇所がある。なぜこのようなことになったのか。
- イ 補助金交付申請書時点では概算の予算額である。その後、西条地区防犯協会理事会・総会において、最終的な予算額が承認され、実績報告には承認後の予算額を記載している。
- ウ 事業計画及び収支予算書に変更が生じたのであれば、変更申請が必要になるのではないか。適正な事務処理に努められたい。

(2) 西条市防災行政無線自治会広報連動システム保守委託業務

- ア 収入印紙の貼付がないが、当該契約書は非課税文書か。
- イ 当該契約書は、非課税文書ではないため収入印紙を貼付の上、修正した。

第6 農水振興課

1 主な事務事業

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| (1) 農業の振興に関すること。 | (6) 漁業の振興に関すること。 |
| (2) 農業構造改善等に関すること。 | (7) 水産業の制度資金融資に関すること。 |
| (3) 農業の制度資金融資に関すること。 | (8) 水産動植物の増殖対策に関すること。 |
| (4) 総合6次産業都市の推進に関すること(農業部門)。 | (9) 漁港の整備に関すること。 |
| (5) 農村環境改善センター等の統括管理に関すること。 | |

2 職員の配置状況

令和6年6月末現在16人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長	1人	副課長	2人	農業振興係	12人(内1人任用職員(パート月給)、2人任用職員(パート時給))、1人副課長含む。)
				漁業振興係	2人

3 指摘事項等の概要

(1) 地域米消費拡大対策事業費補助金(令和5年度分)

- ア 自己資金(繰越金)が194,188円の予算があり、事業費支出が124,880円の実績のうち124,000円を補助金支出している。自己資金で事業費が賄えているのではないかと考えるが、補助を認めた理由はなにか。
- イ 昨年度からは一部事業が再開され、今後、米の消費拡大に向けた活動が活発に行われることが期待されており、自己資金も目減りする可能性が高いことから、補助を認めている。

(2) 施設修繕関係

- ア 契約書に約款の添付がないが、西条市契約規則第42条の契約代金の支払又は受領の時期及び方法に関すること、履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関すること、契約に関する紛争(争訟を除く。)の解決方法等について規定がないが、どのように考えているのか。
- イ 従前の施設修繕は十分な協議を行い、合意のうえ履行していた。今後の契約書の記載内容について、指摘事項を表記するようにする。

第7 林業振興課

1 主な事務事業

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| (1) 林業の振興に関すること。 | (5) 森林法に基づく火入れの許可に関すること。 |
| (2) 林業構造改善等に関すること。 | (6) 立木の伐採に関すること。 |
| (3) 保安林の指定、解除、改良等に関すること。 | (7) 有害鳥獣駆除等の許可に関すること。 |
| (4) 市有林等の統括管理に関すること。 | (8) 庄内財産区及び入会山組合の統括管理に関すること。 |

2 職員の配置状況

令和6年6月末現在7人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	林業振興係	6人(内1人任用職員(パート月給))
----	----	-------	--------------------

3 指摘事項等の概要

(1) 令和6年度森林GIS等保守委託業務

- ア 施行伺い兼見積徴収伺いでは前金払なしとなっている。次に契約書の契約条項第4条では「保守料は履行期間終了後に支払うこと」とされており、前金払についての規定もされていない。しかし、見積書徴収通知書では前金払請負代金の3割以内となっている。整合性はとれているのか。
- イ 見積徴収通知書の前金払を「なし」と改め、施行伺い兼見積徴収伺い及び契約書との整合を図りたい。

第8 農林土木課

1 主な事務事業

- (1) 農林土木事業に関すること。
- (2) 国営及び県営土地改良事業の推進に関すること。
- (3) 土地改良法に基づく事業等に関すること。
- (4) 治山、治水に関すること。
- (5) 農林土木災害復旧事業に関すること。
- (6) 農林土木関係施設の統括管理に関すること。
- (7) 県営治山林道事業の推進に関すること。
- (8) 林道の計画、調査、施工等に関すること。
- (9) 農業用ダムに関すること。

2 職員の配置状況

令和6年6月末現在13人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	農林土木計画係	2人
		農林土木事業係	5人（内1人道前道後用水農業水利事業所派遣）
		農林土木管理係	5人（内2人任用職員（パート月給））

3 指摘事項等の概要

(1) 農家台帳システムソフトウェア利用料

- ア 契約書に予算の減額又は削除に伴う解除等について規定されているが、当該業務は単年度契約であり、必要な規定なのか。
- イ 単年度契約に不要な条文であり、次年度契約から削除する。

(2) 施設修繕関係

- ア 契約書に約款の添付がないが、西条市契約規則第42条の契約代金の支払又は受領の時期及び方法に関すること、履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関すること、契約に関する紛争（争訟を除く。）の解決方法等について規定がないが、どのように考えているのか。
- イ 施設修繕については、十分な協議を行い、合意の上で履行しているが、今後の契約書の記載内容については、西条市契約規則第42条にある契約書の記載事項のうち、施設修繕における契約の性質又は目的により該当のある事項について記載する。

第9 国土調査課

1 主な事務事業

- (1) 国土調査に関すること。

2 職員の配置状況

令和6年6月末現在5人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	国土調査係	4人
----	----	-------	----